

第11 検察審査会への取組み

1 検察審査会法の改正とその施行

司法制度改革審議会意見書（2001〔平成13〕年6月12日）は「刑事司法制度の改革」の一つとして、「公訴権の在り方に民意をより直裁に反映させていくことも重要である。」として「検察審査会の組織、権限、手続の在り方や起訴、訴訟追行の主体等について十分な検討を行った上で、検察審査会の一定の議決に対して法的拘束力を付与する制度を導入すべきである。」との提言を行っていた。

これを受けて、司法制度改革推進本部の裁判員制度・刑事検討会において検討がなされ、検察審査会法の改正案が2004（平成16）年3月に第159回国会に提出され、同年5月21日に参議院で可決されて成立し、同月28日に公布され、それから5年以内に施行されることになった。改正検察審査会法は、裁判員の関与する刑事裁判に関する法律と同じく、2009（平成21）年5月21日から施行されている。

なお、検察審査会法は、2007（平成19）年5月17日、検察審査員及び補充員の選定手続等の整備や不利益取扱いの禁止規定の新設等の改正案が成立し、この改正案は同年5月30日に公布とともに施行されている。

2 改正検察審査会の概要

弁護士との関係で重要な改正は、次の3点である。

(1) 検察審査会の議決に基づき公訴が提起される制度及び指定弁護士制度の新設

公訴権行使により直截な民意を反映させ、公訴権行使をより一層適正なものとし、ひいては司法に対する国民の理解と信頼を深める趣旨で導入された制度である。

検察審査会が、第一段階の審査において起訴議決をしたのに対し、検察官が、当該事件について、再度不起訴処分をしたとき又は一定の期間（原則として3か月）内に公訴を提起しなかったときは、当該検察審査会は第二段階の審査を開始しなければならない。その審査において、改めて起訴を相当と認めるときは、8人以上の多数により、起訴をすべき旨の議決（起訴議決）をする。起訴議決があると、裁判所は検察官の職務を行う弁護士が指定され（これを「指定弁護士」という。）、この指定弁護士が、起訴議決に基づいて公訴を提起し、その維持に当たることになる。

公務員の職権濫用等の罪について告訴又は告発した者が、検察官による不起訴等の処分に不服がある場合に、裁判所に審判に付することを請求することができ、裁判所が審判に付する旨の決定をした場合は、対象たる公務員につき公訴が提起されたものとみなされ、裁判所はその事件について公訴の維持にあたる者を弁護士の中から指定して、公判維持等の検察官の職務を行うことになっている（刑訴法266条2号、267条、268条1項）。

改正検察審査会法による起訴議決がなされる場合と付審判事件とでは、前者は犯罪の種類に限定がなく、裁判所から指定される指定弁護士が公訴の提起を行う（起訴状を作成して地方裁判所に提出する。）という点が異なっている。

(2) 検察審査会が法的な助言を得るための審査補助員制度の新設

検察審査会の権限が強化されることに伴い、検察審査会の審査が一層充実し、適正なものとなるよう、検察審査会が法的な助言を得るために審査補助員を弁護士の中から委嘱することができる制度が新設された。

検察審査会は、審査を行うに当たり、法律に関する専門的な知見を補う必要がある場合には、弁護士の中から事件ごとに1人、審査補助員を委嘱することができる（任意的委嘱）。但し、起訴議決を行う第2段階の審査には、審査補助員は必ず委嘱しなければならないことになっている（必要的委嘱）。

審査補助員は、検察審査会長の指揮監督の下、①当該事件に関する法令及びその解釈を説明すること、②当該事件の事実上及び法律上の問題点を整理し、並びに当該問題点に関する証拠を整理すること、③当該事件の審査に関して法的見地から必要な助言を行うという各職務を行うことになっている。

日弁連と法務省、最高裁との協議により、審査補助員の委嘱に際しては、弁護士会への推薦依頼を受けて、弁護士会が適任の弁護士を審査補助員として推薦することになっている。

(3) 検察審査会数の見直しと統廃合

改正前は、検察審査会の数は200を下ってはならず、かつ、各地方裁判所の管轄区域内に少なくとも1箇所置かなければならないとされていたが、都市部の検察審査会と地方の検察審査会とでは事件数に著しい差が生じており、一部の大都市では審査期間が長期になっていることなどの理由から、それぞれの検察審査会の取り扱う事件数が適正なものとなるよう、この規定が撤廃された。

2009（平成20）年1月21日、最高裁判所は、全国の検察審査会のうち事件受理数の少ない50会を廃止して近隣の審査会と統合する一方、多忙な大都市に計14会増設する統廃合を決定した。東京では、これまで東京地裁本庁に2会があったが、本庁に6会、支部に1会が置かれる形で大幅に増設された。

3 弁護士会に期待されている役割

これまで弁護士は、検察審査会とは全く無縁の存在であったが、改正検察審査会法においては、審査補助員及び指定弁護士という形で検察審査会の審理やその活動に大きく関与することが予定されている。

都市部で事件数も多く、7会に増設された東京地区においては、東京三会が協力して、ある程度の数の審査補助員及び指定弁護士を推薦できる名簿及び態勢が既に作られているが、今後も、新人弁護士に対する研修等を実施して、検察審査会や裁判所から推薦要請があればすぐに対応できる態勢を整備することが早急に求められている。

検察審査会への関与は、弁護士にとって全く新たな分野であるが、市民の弁護士に対する信頼を勝ち得る場として極めて重要であるから、弁護士会としては、会内での広報や研修に全力で取り組み、推薦態勢を確立していくべきである。

すなわち、検察審査会から審査補助員、裁判所から指定弁護士の推薦依頼があれば、弁護士会としては、これらの推薦依頼に速やかに応えられるように、一定の数の候補者を募って推薦名簿を作成し、審査補助員や指定弁護士のための研修を実施するなどして（日弁連は、2013〔平成25〕年3月に改訂「改正検察審査会法対応・審査補助員・指定弁護士のためのマニュアル」を作成・配布している。）、改正検察審査会法が予定し期待している適任の弁護士を養成し、推薦する態勢を早急に作ることを求められている。

東京においても、民主党の小沢一郎元幹事長の政治資金規正法違反事件、福島第一原発事故に関する業務上過失致死傷事件が、検察審査会で審査され、審査補助員として弁護士が選任され、その審理に関与している（いずれも起訴議決がなされた。）。

これまでに、全国で9件（神戸2件、沖縄2件、東京2件、徳島1件、鹿児島1件、長野1件）が検察審査会の起訴相当決議に基づいて、指定弁護士が選任され、強制起訴がなされている（東京の1件は2016〔平成28〕年3月11日までに起訴される見込みである。）。

現行法上、指定弁護士の報酬は、後払いである上に、審級毎に19万円以上120万円以下とされていたが、日弁連は、法務省に働きかけて報酬の上限を引き上げるように働きかけていたところ、2015（平成27）年12月1日、検察官の職務を行う弁護士に給すべき手当の額を定める政令1条の改正が閣議決定され、50万円以上315万円以下（上訴審及びその後の審級については、19万円以上315万円以下）に引き上げられ、2016（平成28）年1月以降に審理が終了した事件の当該審級に関する手当について適用されることになっている。

また、審査補助員の選任の在り方についても透明性が要請されている。

東京弁護士会は、元々、「審査補助員候補者及び指定弁護士候補者推薦等に関する規則」（2009〔平成21〕年4月9日制定）7条3項において、「会長は、審査補助員候補者又は指定弁護士候補者の推薦依頼を受けた場合は、原則として、候補者推薦名簿の中から、適切と思われる弁護士会員を合理的な方法をもって選択して推薦するものとする。」としていたが、「合理的な方法」について特に定めがなかった。そこで新たに、「審査補助員候補者及び指定弁護士候補者推薦等の手続に関する細則」（2013〔平成25〕年8月5日制定）を設けて、同2条において、「検察審査会に対し推薦する審査補助員候補者及び裁判所に対し推薦する指定弁護士候補者（以下「候補者」という。）は、刑事弁護委員会担当副会長が刑事弁護委員会、当該事件について意見を徴することが相当と思われる委員会の委員長等の意見を聴く等して、原則として、規則第7条第1項に規定する名簿の中から適切と思われる本会に所属する弁護士会員（以下「弁護士会員」という。）を考慮し、会長に報告する。」（同1項）、「会長は、前項の規定により報告を受けた弁護士会員について、副会長の意見を聴いた上で、候補者としての適否を検討する。」（同2項）、「会長は、前項の規定により検討した結果、適当と判断した弁護士会員に対して、被疑者、被疑事実及びそ

の関係者との利害関係並びに面識等を照会したうえで、当該弁護士会員を候補者として推薦する。」と規定して、「合理的な方法」を明確化した。

検察審査会の推薦依頼に対して、審査補助員に適任の候補者を推薦することは弁護士会の責務というべきであり、その推薦に当たっては、外部から見た公平さが要求されているというべきであるから、今般の東京弁護士会が設けた細則はその点で評価すべきであり、今後の適切な運用が強く期待される。

このように、弁護士会においては、適任の審査補助員や指定弁護士を推薦するとともに、その選任過程について公正さを確保するような仕組みを作るとともに、今後も研修を実施して、候補者の育成に注力するとともに、審査補助員の日当が極端に安いし、指定弁護士については報酬が増額されたが、まだまだ、大事件については不十分であることから、これを物心両面から支援する態勢を作るよう努力すべきである。

4 日弁連の提言

以上の観点から、日弁連は、2016（平成28）年9月15日、「検察審査会制度の運用改善及び制度改革を求める意見書」をとりまとめ、国に対し、以下の運用改善及び制度改革を提言した。

【運用改善について】

- (1) 被疑者が求めた場合には、必ず意見陳述ができるようにし、その方法は口頭だけでなく書面による陳述の利用ができるようにすべきである。
- (2) 後記(2)の制度改革がなされるまでの間、犯罪被害者やその遺族を含む審査申立人の口頭の意見陳述を認める運用が更に拡充されるべきである。
- (3) 検察審査会は、法的な知見が重要であったり、証拠評価等に困難を伴うことが見込まれるケースにおいては審査補助員を委嘱するようにすべきである。
- (4) 審査補助員の手当については、検察審査会議への出席だけでなく、それ以外の活動を含めて支払うべきである。
- (5) 検察審査会議の外形的事実のうち、開催日時、審議時間及び審議対象については、議決日以降において、行政情報として積極的に国民に対して公開すべきであるとともに、それ以外の審査員の男女別、年齢構成等については、検察審査員の検察審査会議における自由闊達な議論の保障という趣旨に反しない限り、公開すべきである。

【制度改革について】

- (1) 検察審査会に審査の申立てがなされたときは、被疑者に審査申立てがあったことを通知する制度を新設するとともに、被疑者に対し、口頭又は書面による意見陳述権や弁護人選任権を保障すべきである。
- (2) 犯罪被害者及びその遺族を含む審査申立人が口頭の意見陳述をすることを、権利として保障すべきである。
- (3) 審査補助員を複数選任できる制度とすべきである。
- (4) 審査補助員に支給される手当の基準額を増額すべきである。

(5) 指定弁護士が、検察事務官及び司法警察職員に対する捜査の指揮を直接できるようにすべきである。

(6) 指定弁護士の手当の上限を撤廃すべきであり、その支払方法や支払時期についても検討されるべきである。

今後は、上記意見書に基づき、一刻も早く、報酬の増額を含む審査補助員や指定弁護士の待遇の改善を求める活動を行うとともに、検察審査会の運用や制度改善に関する提言を行い、弁護士が審査補助員や指定弁護士になることを躊躇することがない制度が実現にできるよう努力すべきである。